


所管部課	企画財政部行政管理課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市使用料・手数料等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正趣旨 第5次行政改革大綱推進計画の取組項目の一つである、使用料・手数料等のあり方の検討について、東大和市使用料・手数料等検討委員会及び部会で検討するため、所掌事務に関する規定の変更や検討項目に関連する部署の追加等、検討内容に応じた要綱の改正が必要となったことから、同要綱の一部を改正したものである。</p> <p>(2) 主な改正点</p> <p>① 所掌事務に関する規定の変更 「使用料・手数料等の見直しに係る基本方針を策定する」を「使用料・手数料見直しに係る基本的な方針について検討する」に改める。</p> <p>② 委員会及び部会の組織に関する規定の変更</p> <p>ア (委員会) 「副委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。」を「副委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。」に改める。</p> <p>イ (部会) 環境課長を追加し、保険年金課長、保育課長、青少年課長、下水道課長を削る。</p> <p>③ その他文言整理</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。(平成30年12月21日付け市長決裁)</p> <p>(4) 影響及び効果 使用料・手数料等のあり方の検討内容に応じた効果的な運用が図られる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>施設使用料の原価計算などの使用料・手数料のあり方検討は、平成27年6月に策定された「使用料・手数料見直しに係る基本方針」に今後整理が必要な項目として位置づけられている。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>改正後の設置要綱に基づき事務を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。